

保護者の皆さまへ

東京都私立高等学校等授業料軽減助成金・奨学給付金に係る特別申請について

國學院大學久我山高等学校
会計課

東京都による授業料軽減助成金・奨学給付金に係る特別申請について、下記のとおりお知らせします。平成 29 年度の申請受付は、平成 29 年 7 月 31 日を持ちまして終了いたしました。が、「住民税の変更等により、申請受付期間終了後に対象となった保護者等」に対して、下記のとおり特別に申請の受付がありますので内容をご確認の上、申請手続きを行ってください。

○補助対象要件

都内在住で税法上、生徒を扶養している保護者で平成 29 年度住民税額が非課税、均等割のみまたは、一定基準以下の世帯に該当して以下の内容に該当する方。

- (1) 通常の申請期間終了後に住民税の減免等により対象となった方
(やむを得ない事情により申請できなかった方を含みます。)
- (2) 授業料の滞納などにより、通常の申請時に助成区分の限度額に満たない額の軽減又は不交付の決定を受けた方

※ 平成 29 年度通常分(6 月～7 月)で申請をされて、上限額まで受給された方は申請できません。

○申請期間及び申請方法

※窓口申請はありませんので、ご注意ください。(郵送申請のみ)

[郵送申請]期 間：平成 30 年 1 月 4 日(木)～12 日(金) ※最終日消印有効

郵送先：〒162-8799 牛込郵便局留 (公財)東京都私学財団 行

(授業料軽減助成金と奨学給付金を申請される方は同じ封筒に入れてください。)

※角 2(A4)サイズの封筒に折らずに入れ、「宛名ラベル」を貼り、

郵便局の窓口にて「**特定記録郵便**」でお出しください。

○申請書につきましては、[東京都私学財団ホームページ](#)よりダウンロードできます。

ご不明な点は東京都私学就学支援金センター授業料軽減・給付金担当 (電話：03-5206-7925) へお問い合わせください。

○授業料軽減補助の方法

還付方式 申請者(保護者)名義の口座に振り込みます。(振込予定時期：3 月上旬)

[注意事項]

- 学校では申請の受付をいたしません。
- 授業料軽減助成金は国の就学支援金と併用可能ですが、保護者の方が納付する授業料が上限となります。
- 高等学校等就学支援金につきましては、授業料軽減助成金とは異なります。

○東京都外在住の方について

東京都外在住の方につきましては、各自治体のホームページをご確認ください。

※自治体により、特別申請を行っていない場合があります。